

一般社団法人 日本伝書鳩協会

レース規程

第1章 総則

(総則)

第1条 この規定は、一般社団法人日本伝書鳩協会定款(以下「定款」という。)

第4条第1項第2号及び第3号に掲げる事業の実施について必要な事項を定めるものとする。又、定款第4条第2号及び第3号の競翔及び競翔鳩の記録公認の一連を「レース」とし、その規程をレース規程という。

(規定の範囲)

第2条 定款第2条の一般社団法人日本伝書鳩協会(以下「協会」という。)の会員が行うレースは、全てこの規程による。

(統括)

第3条 この規程の統括責任者は、会長あるいは会長が指名した者とする。

(レースの統括範囲)

第4条 協会は、性能検定レースのほか各種レースの公認及びレースを主催、あるいは会員が設立した支部等のレースを後援する。

2 全国各地の支部連盟、支部合同会、支部及びクラブはその地区のレースを統括することができる。

(レースの定義)

第5条 この規程で「レース」とは、参加者2名以上かつ参加鳩2羽以上で同一地点から同時刻に一斉放鳩して参加鳩の分速を1000分の1mの単位で競い記録を公認するもので、参加者及び参加鳩がこれより少ない場合は、レースとして成立しない。

(レース区分)

第6条 レースは、主催団体の種別及び実施方法によって次のとおり区分する。

- (1) 協会レース (協会が主催するレース)
- (2) 支部連盟レース (支部連盟が主催するレース)
- (3) 合同会レース (支部合同会が主催するレース)
- (4) 支部レース (支部が主催するレース)
- (5) クラブレース (クラブが主催するレース)

2 前項の主催団体は、レースを実施する場合開始日より30日前に予定表を作成して、レース計画書(指定様式12号)により協会事務局に提出しなければならない。

(レースの種類)

第7条 レースの種類は、次のとおりとする。

- (1) 一般レース (特に指定のないレース)
- (2) メジャーレース (協会が別に定める規程により指定したレース)

(公称距離)

第8条 公称距離は、距離によって一定の不足分を許容した距離をいう。

- (1) 公称400Km以下のレースでは、実距離から30Km未満までを許容する。
- (2) 公称500Km以上のレースでは、実距離から50Km未満までを許容する。

(公認記録)

第9条 協会で公認する範囲は、距離により次のとおりとする。

- (1) 公称距離 100Km及び200Kmは、放鳩当日までとする。
- (2) 公称距離 300Km～500Kmは、放鳩翌日までとする。
- (3) 公称距離 600Km及び700Kmは、放鳩3日目までとする。
- (4) 公称距離 800Km及び900Kmは、放鳩5日目までとする。
- (5) 公称距離 1,000Km及び1,100Kmは、放鳩7日目までとする。
- (6) 公称距離 1,200Km以上は、分速150mまでとする。

第2章 参加者

(レース参加資格)

第10条 レース参加者は、協会会員とし協会で定めた諸規程を厳守すると共に、主催団体で定めた規程等も守らなければならない。

2 レース参加鳩は、協会の発行する所有権登録証を有し、かつ、協会制定の脚環装着鳩とする。但し、次により再登録を承認された鳩は、レースに参加することが出来る。つくば国際鳩舎は別に定める。

- (1) 内外他協会脚環装着鳩である場合は、協会に再登録(指定様式2号)の申請書に所有権証を添付し、承認を得なければ各種レースに参加することが出来ない。
- (2) 前項の再登録は、競技実施日の前日までに手続を完了し、承認を得なければならない。
- (3) 再登録料は、理事会で定める。

3 本協会脚環と他協会脚環を併せて装着した鳩は、各種レースに参加することが出来ない。

(鳩舎位置の登録)

第11条 初めてレースに参加しようとするものは、レースが行われる1ヶ月前までに国土地理院発行の1/25,000、又は1/50,000の地図上に自己の鳩舎位置を針で穴を開け、地図裏面に現住所及び氏名を記入して自己の所属する支部の支部長の署名押印を受け、鳩舎位置の測定及びその登録を協会事務局に申請(指定様式3号)し、会長又は協会競翔委員長の認可を受けなければならない。

2 前項の鳩舎登録は、一人1鳩舎とする。

3 本条第1項による方法の他、GPS測定器や地図ソフトを用いた方法

等、協会が承認した方法で測定し、鳩舎位置登録申請書に、鳩舎位置の緯度経度の他、現住所及び氏名を記入して自己の所属する支部の支部長の署名押印を受け協会に申請する方法でも良いものとする。

(記録機の使用及び取扱)

第12条 レースには、協会が公認した記録機を適正に使用しなければならない。

- 2 前項の公認記録機は、別表で定める。新機種を新たに導入し使用とする者は、協会の公認を得た後使用することができる。
- 3 レース参加者は、1レースに一台の記録機を使用することとする。但し、重複したレースの場合はこの限りでない。
なお、1レースで二台以上の記録機を使用する場合は、主催団体の審査委員長の許可を受けて使用するものとし、一台が記録後(二度落としが可能とし)二台目を使用しなければならない。なお、当該レースで一台しか使用しなかった場合でも開函時には、確認のため二台目以降の記録機も提出すること。
- 4 当該レースに使用する記録機を他のレースに共用又は転用してはならない。但し、第6条に定める主催団体の認可があればこの限りでない。
- 5 閉函規正は、記録紙に規正年月日、規正時刻、代表レース名称、使用者の氏名(当初から共用者がある場合は、共用者の氏名も記入)及び主催団体の審査委員長から指示された事項を記入し、審査委員長又は審査員の確認印を受けなければならない。但し、ベンジングCCを使用する場合の記録紙は、プリンターで印字したものに同内容を記入の上、時計札に取り付け後、審査委員長又は審査員の確認印を受けるものとする。
- 6 記録機の閉、開函ともラジオ若しくはテレビ又は参加者全員が聞くことのできる時報に合わせて規正を行なう。
- 7 閉函規正後、規正年月日、規正時刻、代表レース名称、使用者の氏名(当初から共用者がある場合は、共用者の氏名も記入)及び主催団体の審査委員長から指示された事項を記入した時計札を付さなければならない。
- 8 記録機は、その機種の如何なるかを問わず蓋を開けたまま閉函規正の規正を行なってはならない。
- 9 参加者は記録機のセットが終わり、記録紙に第5項の確認印を受けて閉函後は、審査終了まで記録機を開函してはならない。
- 10 レースの長期化に伴い、ベンジング・コマチック記録機等のように再規正を必要とする記録機は、主催団体の審査委員長の指示により再規正を行なわなければならない。
- 11 旧複式ベンジング記録機又は規正個所のない記録機は、1番穴を開函規正に2番穴以下を帰還記録にそれぞれ使用するものとする。
- 12 記録機は、同条第5項を実施後メジャー選手の場合は、記録機外函の封印金具に紐を通して結束し、これに鉛玉を取り付けて封印器で封印したうえ、時計札を付し、規正年月日、規正時刻、代表レース名及び使用者の氏名(当初から共用者がある場合は、共用者の氏名)を記入し、審査委員長又は審査員の確認印を受けなければならない。

- 13 閉函規正後、記録機の故障のため緊急措置として他人の記録機を使用する場合は、その共用使用について主催団体の審査委員長の承認を受けた後、開函規正前に故障した記録機及び共用記録機を審査委員長に提示しなければならない。この場合開函規正後、審査委員長又は審査委員に申し出て自己の氏名を記録紙に記入するものとする。ただし、故障記録機の確認は地域の状況により、開函時に行なうことが出来るものとする。
- 14 複式ベンジング記録機は、記録紙を二重に取り付け、内側を審査記録用として赤色に、外側を手控え用として紫色に印字できるように使用しなければならない。ただし、主催団体の審査委員長の指示がある場合はどちらか片方を審査記録用として使用し、手控え用を使用しないことが出来るものとする。
- 15 各種公認記録機の経過日数と表示部のセットの位置は、協会が機種ごとに定める正しい位置によるものとし、そのセットの仕方は、別表に定める。
- 16 主催団体の審査委員長は、必要に応じ第一次審査後、入賞圏内の鳩の記録機を5日以内留置し、当該レース参加者の立会いのもとに検査を行なう。
- 17 開函規正は、本条第6項に準じて行ない、更に記録機不正防止のため主催団体の審査委員長の指定分後、若しくは、指定秒後に確認打刻をすることがある。
- 18 記録機の記録紙からの読み取り方法は、開函規正及び閉函規正共に遅らせ読みとし、鳩の記録については進ませ読みとする。

(審査用紙)

- 第13条 普通審査用紙は一般レースに使用し、特別審査用紙はメジャーレースに使用する。ただし、自動入舎システム使用鳩舎の審査用紙は、連盟・合同会・支部・クラブ(以下「連盟等」とする)が認めた場合に限りそのシステムからプリントアウトしたものを使用することが出来る。
- 2 メジャーレース開催時、連盟等が承認すれば普通審査用紙を使用することが出来る。

(記録機不正使用の禁止とその効力)

- 第14条 レースに使用する記録機は、本来の性能を充分に発揮できるよう完全な状態に整備しなければならない。ただし、審査の結果、主催団体の審査委員会が次の各項の各号一に該当すると認めた場合は、その記録機による全ての記録を無効若しくは一部無効とする。

- 2 全面無効
 - (1) 定刻までに、記録機を提出しないとき。
 - (2) 閉函規正後、第一穴の間違えゴム輪、又は、空打ちをしたとき。
 - (3) 他協会又は、外国の足環を着装した鳩を協会に再登録せずに記録したとき。但し、つくば国際鳩舎については別に定める。
 - (4) ゴム輪をゴム輪ケースに挿入しないで打刻したとき。但し、ゴム輪ケース不要記録機使用の場合は除く。(別表)
 - (5) ゴム輪ケースを故意に変形して使用したとき。

- (6) 記録機外函の蝶番が不備のため、簡単な操作で蓋が逆開きできる物を使用したとき。
- (7) ドラムが不自然に移動若しくは、回転する物を使用したとき。
- (8) 閉函規正から審査終了までの間に、審査委員以外の者が記録機を開閉したとき。
- (9) 記録機の透明カバーが歪み又は、隙間のある物を使用したとき。
- (10) 第 12 条第 16 項にある精密検査の結果、留置中にレース時の遅速と逆の遅速誤差を生じ、その誤差が 1 時間につき 3 秒を超えたとき。
- (11) 記録機時計の針の示す時刻と記録印字の時刻が不一致のとき。
- (12) 閉函規正から開函規正までの間、記録紙に開函表示穴があるとき。
- (13) メジャーレース及び協会レースにおいて記録機外函の封印が正規に施されていないとき。
- (14) 前各号のほか不正使用を行ない易い状態にあり、審査委員会で記録機不正使用があったと認めたとき。

3 一部無効または記録日最低分速

- (1) 無蓋ゴム輪ケースの口を上向きにしてドラムに挿入したとき、その穴の帰還鳩の記録は記録日最低分速とし、正規のものは公認される。
- (2) 開、閉函の印字が読み取れないときは、記録日最低分速とする。
- (3) 前号が判読でき、記録印字が判読できない場合は次の記録(穴)と同記録とする。
- (4) 第一穴以外の空打ちは、以降を記録日最低分速とする。
- (5) 第一穴以外に当該レース以外及び他鳩舎のゴム輪を記録したときは、その穴のみ無効とする。但し、同穴に同時複数記録の場合正しいゴム輪があればこの限りでない。
- (6) 閉函規正から審査終了までの間に、記録機が停止若しくは、故障したとき、記録日最低分速とする。
- (7) 記録機一時間につき 10 秒以上の遅速がある場合は、記録日最低分速とする。
- (8) 開函規正時、審査委員長の指示により二度目の打刻をしなかった場合は、記録日最低分速とする。

(記録機によらない無効)

第15条 次に掲げる各号に該当する場合は、その記録を無効とする。

- (1) 第 11 条に定める鳩舎位置の登録を期日までに実施しないとき。
- (2) レース登録受付までに(持ち寄り)測定距離を提出しないとき。
- (3) メジャーレースでその規程に違反しているとき。

第 3 章 主催団体に関する規定

(レース準備)

第16条 支部連盟、支部合同会及び各支部は、その組織内にレース委員会(競翔委員会と審査委員会の合同の委員会)を設置してレースの準備並びに主

催及び審査まで一連の作業を行なう。但し、第1条の規定により「レース」の定義が競翔及び競翔鳩の公認記録であるから、競翔委員会と審査委員会が有機的に係り合えば、レース委員会を設置しないことができる。クラブの場合は同様に委員会を設置するか、あるいは他の支部等に委任することができるものとする。

(レース委員会)

第17条 レース委員会は、放鳩者及び放鳩立会い者を選任し、送鳩から放鳩までの管理、会計、収支等レース実施に関する全てを処理する。

(レース予定の届け出)

第18条 メジャーレースを実施しようとする団体は、次の期間内に協会事務局宛てメジャーレース計画書(指定様式20号又は、21号)を届け、その承認を得なければならない。但し、メジャーレースの主催団体は、支部連盟及び支部合同会とし、重複して実施できない。

(1) 春期レース 1月31日まで

(2) 秋期レース 8月31日まで

2 複数の支部連盟が参加して共同放鳩により行なう1,000Km以上のレースについては、前項のそれぞれの期間までに支部連盟長の連署によるメジャーレース計画書を届け、その承認を得なければならない。

(レース実施上の制限)

第19条 同一の主催団体は、同日に同放鳩地から二つ以上のレースを実施してはならない。

2 レースの放鳩は、協会が測定した放鳩基点(JR駅又は放鳩地測定基点)から500M周辺地域内の地点で放鳩することを原則とする。

(放鳩者の任務及び放鳩立会人)

第20条 放鳩者は、指示された時刻に異常なく正確に放鳩を行ない、その時刻及び状況を主催団体の競翔委員長に速報して帰任と同時に放鳩立会者署名のある放鳩証明書を審査委員長に届けるものとする。

2 放鳩証明書には、レースに必要な事項を総て記入するものとする。

3 放鳩証明書の協会宛葉書は、放鳩後2時間以内に放鳩した現地で投函しなければならない。

(レースの審査)

第21条 レース主催団体は、レース成績を判定するために審査委員会を設置しなければならない。

(審査委員会)

第22条 審査委員会の構成、任務及び権限については次のように定める。

- (1) 各主催団体は、団体役員選任のとき審査委員長及び審査員について、協会が行なう審査資格取得試験合格者からそれぞれ選任しなければならない。
- (2) 各主催団体は、審査委員として会員中から協会が行なう審査資格取得試験合格者から3名以上選任する。
- (3) 審査委員会は、距離測定の確認、検査、記録紙の証印、記録機の規正、開函、再規正、分速算出、順位決定及び成績表作成等の審査事

務の一切を行なう。

(4) 他協会の審査資格を有するものは、理事会の承諾を得ることにより当協会の審査資格を有するものとみなすことが出来る。

(参加者の立会い)

第23条 審査委員会では、当該レース参加者の立会いを拒むことが出ない。

(審査に係る疑義の申し立て)

第24条 レース参加者は、審査委員会が行なったレース審査の方法又は成績の判定に対し疑義があるときは、その判定後一週間以内に当該委員会に対し疑義の申し立てをすることができる。

(疑義の抗告)

第25条 前条により疑義の申し立てをし、却下され又は再審査の判定になおも疑義のあるときは、判定発表後二週間以内に協会の（レース）審査委員長に対し抗告することができる。

2 疑義の抗告は、抗告の主旨を記載した書面をもって行なう。

3 （レース）審査委員会は、疑義の抗告を受けた日から30日以内に調査して裁決しなければならない。

4 （レース）審査委員会の裁決に対しては、異議申し立てをすることができない。

(成績順位の決定)

第26条 レース成績の順位決定は、次の各号により行なう。

(1) 分速の大なるものが上位(小数点以下第3位まで算出し以下は切り捨てる。)

(2) 分速が同一のものは、遠距離を上位

(3) 分速及び距離とも同一のものは、雌鳩を上位

(4) 前各号が同一のときは、若鳩を上位

(5) 前各号が同一で決定し難いときは、抽選により決める。

(6) 自動記録機を使用の場合、秒単位まで同時刻の場合は打刻順とする。

(審査及びその発表)

第27条 審査委員会は、記録機の封印を確認した後に開函して記録紙について閉、開函各規正及び記録印字の明確なものについてのみ所定の分速計算を行ない、レース規程に違反しない正しい記録と認められるものについて成績順位を決定し発表する。

2 レースにおいて鳩は、日の出30分前から日没後30分まで飛ぶものとする。

3 前項に基づき、翌日以後の所要時間の算出については、放鳩当日の帰還地における日没時刻より放鳩時刻を差し引いて、当日の飛翔時間を求め、翌日の場合は、その正時刻から日の出時刻を差し引いて翌日の飛翔時間を求め、この両方に前項の1時間を加えて算出する。

3日目以降については、当日飛翔時間に翌日の日没時刻から翌日の日の出時刻を差し引いて翌日飛翔時間を求めたものと、更に3日目正時刻から3日目の日の出時刻を差し引いたものに2時間を加えて算出する。以降は、これを繰り返し行なって算出する。

- 4 放鳩日の日没後 30 分以降又は、翌日の日の出 30 分以前に帰還した鳩がある場合は、その帰還の時刻を記録機で記録して日没時刻に 30 分を加えて計算するものとし、翌日以降のこのような場合、前項による計算と本項の合併取扱によるものとする。この場合において、24 時までに帰還時刻を記録した鳩は、当日又は、それ以降の 2 日目、3 日目等の帰還として取り扱う。
- 5 前項の鳩の帰還時刻は、翌日以降の日の出 30 分以降に帰還した鳩の夜間控除時間には関係しない。

(成績公認の申請)

第 28 条 第 6 条に定める主催団体は、公認記録に必要な成績表、放鳩証明書(合同放鳩の場合はその旨を記載)を、メジャーレースの場合は、第 1 位鳩の審査表、記録紙及びゴム輪(控え紙とも但し自動記録器使用の場合を除く)をレース 30 日以内にそれぞれ協会審査委員会に提出してレースの公認を求めなければならない。

- 2 各期の締め切りを下記のように定め、申請に基づき第 31 条、第 32 条及び第 33 条の授賞の基本とする。

- (1) 春期レース 7 月 15 日
- (2) 秋期レース 11 月 25 日

- 3 一つのレースを分割した申請及び重複した申請は、認めない。但し、ジュニアカップは、この限りでない。

(レース委員会の解散)

第 29 条 第 17 条に定めるレース委員会は、第 17 条に定める全ての処理が完了すると同時に終了解散する。

(記録公認とその無効)

第 30 条 協会(レース)審査委員会は、記録公認に係る記録証明書の発行、又はその申請に違反の疑いがあると認めた場合の調査権を有し、次により処理する。

- (1) 記録証明書の発行は、(指定様式 4 号)で別に定める証明料金を添えて、事務局に申請し交付を受ける。事務局はその記録保存期間を 5 年間とする。
- (2) 協会(レース)審査委員会は、レース主催団体提出のレース成績について再審査し、正当と判定した記録のみを公認する。不正又はレース規程に違反する疑いのあるレース及び記録があった場合は、そのレース又は記録を無効とすることができます。
- (3) 主催団体が不正のレースを行ない、又はレース規程に違反するレースを行なったとき及び会員に不正行為をさせしめ、又は会員の不正行為を黙認若しくは看過した場合は、協会(レース)審査委員会で調査のうえ理事会に報告する。理事会は、当該団体のメジャーレース参加を一定期間禁止し、責任者の更迭を命じ、又は、当該団体の審査委員長の公認審査資格を剥奪し、若しくは不正レースを行なった者の一定期間レース及び品評会への参加を停止させることができる。

(協会杯の授賞)

第31条 協会杯の授賞は、次のとおりとする。

- (1) 第6条及び第28条に基づき、支部主催の200Km レース以上(100Km 単位とする)の1位に春秋各1回に限り授与する。脚環個数による配付基準を設定し協会杯を授与する。協会杯の授賞は支部単位、又は合同会・連盟単位で選択することが出来る。但し、協会が定めるメジャーレースは、この限りでない。
- (2) 支部主催最終レースが 300Km に達しないときは、春秋各1回に限り協会杯を授与する。理事会が認めた単独クラブにおいては、春秋最終レース1回に限り協会杯を授与する。
- (3) その他授賞内容並びにメジャーレース授賞については、理事会で定める。

(協会賞状授与)

第32条 協会賞状の授賞は、次の各号による。

- (1) 第6条及び第28条に基づき支部又はクラブ主催のレースには、公称距離参加羽数に関係なく10位までを授与する。
- (2) 第6条及び第28条に基づき、支部合同会又は支部連盟主催レースには、公称距離参加羽数に関係なく10位までを授与する。
- (3) 授賞は、春7レース・秋4レース以内とする

(支部の授賞)

第33条 各支部に対する第31条及び第32条の規定適用は、正会員20名及び脚環800個をもって最低基本条件とする。

(審査員資格取得試験)

第34条 協会(レース)審査委員会は、審査員資格認定の試験を行なうことができる。

- 2 協会(レース)審査委員会は、審査員資格認定の試験の出題及び試験内容について検討し、試案を理事会に提出しその承認を得なければならぬ。
- 3 前項の審査員資格認定は、原則として協会で行なう。但し、支部連盟単位で実施する場合は理事会の承認を必要とする。

附則

この規程は協会事務局で管理し、制定及び改廃は理事会の承認を必要とする。

この規程は、一般社団法人日本伝書鳩協会設立の登記の日から施行する。

附則

この規定は令和5年1月14日から施行する。

別表

公認記録機および使用基準表

レース規定 第12条第2項の定める(別表)

区分 機種および型式	経過日 セット位置	閉函規正の 時刻表示	記録用可能 ドラム穴数	記録紙の開函 時の表示穴	ゴム輪 ケース
ベ ン ジ ン グ	MODEL 2	7	12 時間	11,13,23	閉函規正(審査員 押印の位置)より 開函規正間に 2 個 以上開函表示穴ま たは印字ある記録 紙は全面無効
	MODEL 261	7	12 時間	23	
	QUARTZ 301	7	12 時間	23	
	パロマ	7	24 時間	30	
	CC		24 時間	30	
S	A.C.N クオーツ	7	12 時間	13,21,30	要す
T	B.D 型	7	12 時間	13,21,30	不要
B	新型ドラム付 B.D 型	7	12 時間	13	不要
プラッシャード		12	12 時間	P11.A13	要す
レドワー		7	12 時間	12	要す
イスグス			12 時間	13	要す
ユンデス			12 時間	13	要す
レドワズ CP20			12 時間	19	要す
レドワズ CP200			12 時間	19	不要
ツレー各種			24 時間	9	不要
ベンジング・コマチック	任意	24 時間	12	閉函規正前に開函 したもの全面無効	不要
ジュニアー	任意	24 時間	12		要す
自動入舎システム					
アティス					
エクスプレス					
ビイクトリー					
タウリス					
ユニコン					

(注) 協会の承認を得ないで記録機を改造または加工して使用した場合は、

不正使用として全面無効となります。

ただし STB は記録紙インキにじみ防止アダプターの使用は可とする。

また、JTK については、審査員が使用できると認めた場合は、公認とする。

自動入舎システムの取扱は、各社の取扱説明書による。

(指定様式2号)

脚環再登録の申請

私儀、レース規程第2章第10条第2項の規定に基づき、脚環再登録の申請を致したく、所有権証及び再登録料を添えて申請致します。

所 属 支 部 名	
氏 名	印
住 所	
登 録 鳩 番 号	
登録済の協会名	

年 月 日

一般社団法人 日本伝書鳩協会 会長 殿

会長及び協会(レース)審査委員長の承認印及び番号

(指定様式 3 号)

鳩舎位置登録の申請

私儀、レース規程第 2 章第 11 条第 1 項の定めに基づき、鳩舎位置登録を致しあく、国土地理院発行の地図に鳩舎位置を示し申請致します。

所 属 支 部 名	
氏 名	印
住 所	
鳩舎位置登録料	
支部長の署名	印

年 月 日

一般社団法人 日本伝書鳩協会 会長 殿

会長及び協会(レース)審査委員長の承認印及び番号

(指定様式 3 号 - 2)

鳩舎位置登録の申請

私儀、レース規程第 2 章第 11 条第 3 項の定めに基づき、鳩舎位置登録を致し
たく、下記の通り申請致します。

所 属 支 部 名	
氏 名	(印)
住 所	
鳩舎位置登録料	
支部長の署名	(印)
使用 GPS 機器名 及び製造番号又は 使用地図ソフト及 びバージョン	
測定結果	緯度 北緯 _____ 度 _____ 分 _____ 秒 _____ 経度 東経 _____ 度 _____ 分 _____ 秒 _____
測定者（審査委員 長）の署名	(印)
測定立会者の署名	(印)

年 月 日

一般社団法人 日本伝書鳩協会 会長 殿

会長及び協会（レース）審
査委員長の承認印及び番
号

(指定様式 4 号)

公認記録証明申請書

私儀、下記の登録番号鳩の記録証明の発行を願いたく、レース規程第3章
第30条第1項の規定により、証明料金を添えて申請致します。

支 部 名	
氏 名	
証明料金	

主 催 団 体 名		
レース参加者		
登 録 鳩 番 号		
羽 色		
性 別		
レース名 称		
レース実 施 日		
レース区 間	～	間
公 証 距 離	Km	
分 速	.	m
参 加 羽 数		
順 位		

(注 記録から 5 年以上経過した記録は、証明できません。)

年 月 日

一般社団法人 日本伝書鳩協会 会長 殿

協会(レース)審査委員長承認印

(指定様式 12 号)

レース計画書

当団体において、 年度 季レースを下記のようない 実施致しますので、
レース規程第1章第6条の規程に基づき申請します。

主催団体名	
代表者	(印)

(レース規程第1章第6条、第7条及び第8条参照)

年 月 日

一般社団法人 日本伝書鳩協会 会長 殿

会長承認印